平成２８年（フ）第１１１７号
札幌市南区川沿10条３丁目１番15号
破産者　吉成　志朗
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４４号
札幌市手稲区曙10条１丁目７番18号
破産者　鹿戸　絵里
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６８号
北海道石狩市花川南６条４丁目259番地　リベラルハイム102号
破産者　正村　百恵
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４６号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目29番地50　カリナン末吉101号
破産者　井上　　満
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５６０号
埼玉県川越市大字今泉141番地１（県営川越今泉団地６号棟105号室）
破産者　方波見慶太
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５８５号
東京都東久留米市下里５丁目15番11号　シャレー205号室、開始決定上の住所埼玉県入間市大字南峯175番地３
破産者　水野　正睦
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６０５号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２－１－402
破産者　山田恵理香
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５２１号
横浜市青葉区美しが丘１丁目19番地42
破産者　越前　　浩
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５０号
静岡県沼津市高砂町８番地の５　ヴィラメゾンＴＡＫＡＳＡＧＯ205、開始決定時の住所静岡県沼津市我入道江川15番地の４　住民票上の前住所静岡県沼津市我入道江川15番地の５
破産者　松下　　進
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８８号
名古屋市天白区平針４丁目101番地の２　ダイアパレス平針402号
破産者　林　　準三
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７７号
愛知県北名古屋市中之郷四辻６－２　シャトーピア四辻Ａ202号室、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町河田字郷西６番地２
破産者　馬見新健三
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９７号
愛知県東海市荒尾町金山141番地
破産者　戸澤　義明
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８７号
神戸市東灘区魚崎中町１－７－15－505、住民票上の住所神戸市東灘区甲南町４丁目８番４－503号
破産者　西尾　京子
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
和歌山市朝日309番地５
破産者　菊池　克己
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０５号
和歌山市新在家147番地１　ロックブリッジ207
破産者　丸山　清美
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５６３号
広島市西区井口台２丁目12番25―301号
破産者　松本　洋平
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７号
福岡県柳川市三橋町江曲207番地３　タプロコートハウス松永206号
破産者　小代　二男
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係